**平成２２年（フ）第１１３号**
宮城県大崎市古川江合本町３丁目５番３－１号
債務者　青木　　功
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１１８号**
宮城県栗原市若柳字上畑岡獅子ケ鼻177番地26
債務者　高橋　昌美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１２２号**
宮城県遠田郡美里町字志賀町３丁目２番地３町営志賀町住宅Ｂ204号
債務者　木村　光枝
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１２８号**
宮城県加美郡加美町字矢越249番地７
債務者　大和田春代
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１３８号**
宮城県大崎市古川稲葉字土手内105番地１トーヨーハイツ102号
債務者　佐藤　勝徳
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第６７号**
長野県茅野市宮川11287番地３　南新荘Ｅ号
債務者　渕別　由美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第２２号**
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1655番地の１　関マンション303号
債務者　三浦　智明
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２２年（フ）第２４号**
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂231番地の１村山アパート６号、住民票上の住所静岡県賀茂郡南伊豆町下小野575番地
債務者　石井　　明
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２２年（フ）第４２４号**
京都市西京区下津林大般若町118番地の24
債務者　小林　美紗
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４８５号**
京都市北区鷹峯木ノ畑町60番地
債務者　杣　　茂樹
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第５００号**
京都市山科区四ノ宮芝畑町37－１　芝畑町貸屋37の１号室、住民票上の住所京都市北区鷹峯旧土居町１番地の102
債務者　エノキ電気こと　榎　　修
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第５７１号**
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　15棟403号
債務者　中家　昭好
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６７２号**
京都市右京区山ノ内西裏町15番地41
債務者　木村青果こと二条木村こと　木村傳次郎
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６８３号**
京都市北区鷹峯旧土居町１―222、住民票上の住所京都市北区鷹峯旧土居町１番地の102
債務者　榎　小津恵
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第７３２号**
京都市西京区大枝沓掛町14番地４　第７レジデンス春田桂坂716号
債務者　村野　宗清
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第７３３号**
京都府木津川市梅美台５丁目４番地16
債務者　上田　智美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第８１４号**
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺１番地の15　５―104
債務者　堀内　錦治
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係